

議案第 1 号

沖縄県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則について

沖縄県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則について、別紙のとおり定める。

平成27年3月11日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則

(沖縄県教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 沖縄県教育委員会公告式規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条第1項及び第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第3項中「沖縄県教育庁」を「沖縄県庁」に、「及び」を「又は」に、「かえる」を「替える」に改める。

第4条第1項及び第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

(沖縄県教育委員会会議傍聴人規則の一部改正)

第2条 沖縄県教育委員会会議傍聴人規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「委員長」を「教育長」に改める。

第3条中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第1号中「めいていしている」を「酒気を帯びている」に改め、同条第3号中「委員長」を「教育長」に改める。

第4条第1項第1号中「はなれない」を「離れない」に改め、同項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

(6) 前各号に掲げる事項のほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

第4条第2項中「委員長」を「教育長」に、「すみやか」を「速やか」に改め、同条第3項中「委員長」を「教育長」に改める。

(沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部改正)

第3条 沖縄県立博物館・美術館管理規則(平成19年沖縄県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第1号」を「第21条第1号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、第1条の規定による改正後の沖縄県教育委員会公告式規則第2条第1項、同条第2項及び第4条の規定並びに第2条の規定による改正後の沖縄県教育委員会会議傍聴人規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の沖縄県教育委員会公告式規則第2条第1項、同条第2項及び第4条の規定並びに第2条の規定による改正前の沖縄県教育委員会会議傍聴人規則の規定は、なおその効力を有する。

規則案の概要の説明

課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日に施行されることに伴い、委員長職が廃止されるほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条ずれが生じることから、関係する教育委員会規則の規定を整備する必要がある。

3 改正案の概要

(1) 次の3規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備を行う。

ア 沖縄県教育委員会公告式規則〈第1条〉

イ 沖縄県教育委員会会議傍聴人規則〈第2条〉

ウ 沖縄県立博物館・美術館管理規則〈第3条〉

(2) この規則は、平成27年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定める。〈附則第1項から第2項まで〉

(3) その他所要の規定の整備を行う。

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
（平成26年法律第76号）

5 関係各課等との調整状況

文化財課と調整済み

6 添付資料

(1) 新旧対照表

(2) 根拠法令等の参照条文

新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づき、<u>沖縄県教育委員会規則</u>（以下「規則」という。）その他<u>沖縄県教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）の規程（告示を含む。以下同じ。）で公表を要するものの公布に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(規則の公布)</p> <p>第2条 規則は、<u>教育委員会の会議において議決した日から起算して20日以内に<u>教</u>育長の名により公布するものとする。</u></p> <p>2 規則を公布しようとするときは、番号、公布の旨、年月日及び<u>教育長名</u>を記入するものとする。</p> <p>3 規則の公布は、<u>沖縄県公報</u>に登載して行なう。ただし、その他やむを得ない事情により、<u>沖縄県公報</u>に登載して公布することができないときは、<u>沖縄県庁前の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示してこれに替えることができる。</u></p> <p>(施行の日)</p> <p>第3条 規則は、当該規則に<u>施行期日</u>を定めるもののほか、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。</p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 規則を除くほか、<u>教育委員会の規程は、<u>教育長</u>の名により公表する。</u></p> <p>2 前項の規程を公表しようとするときは、番号、公表の旨、年月日及び<u>教育長名</u>を記入するものとする。</p> <p>3 第2条第3項の規定は、前項の場合にこれを準用する。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第2項の規定に基づき、<u>沖縄県教育委員会規則</u>（以下「規則」という。）その他<u>沖縄県教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）の規程（告示を含む。以下同じ。）で公表を要するものの公布に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(規則の公布)</p> <p>第2条 規則は、<u>教育委員会の会議において議決した日から起算して20日以内に<u>委員</u>長の名により公布するものとする。</u></p> <p>2 規則を公布しようとするときは、番号、公布の旨、年月日及び<u>委員長名</u>を記入するものとする。</p> <p>3 規則の公布は、<u>沖縄県公報</u>に登載して行なう。ただし、その他やむを得ない事情により、<u>沖縄県公報</u>に登載して公布することができないときは、<u>沖縄県教育庁前の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示してこれにかえることができる。</u></p> <p>(施行の日)</p> <p>第3条 規則は、当該規則に<u>施行期日</u>を定めるもののほか、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。</p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 規則を除くほか、<u>教育委員会の規程は、<u>委員長</u>の名により公表する。</u></p> <p>2 前項の規程を公表しようとするときは、番号、公表の旨、年月日及び<u>委員長名</u>を記入するものとする。</p> <p>3 第2条第3項の規定は、前項の場合にこれを準用する。</p> |

(注) 改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(傍聴の許可)</p> <p>第2条 会議は、<u>教育長</u>の許可を受けて傍聴することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(傍聴の不許可)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許可しないものとする。</p> <p>(1) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者</p> <p>(3) 前各号のほか、<u>教育長</u>において傍聴を不適當と認める者 (傍聴人の遵守事項)</p> <p>第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) みだりに傍聴席を<u>離れないこと</u>。</p> <p>(2) 私語、雑談又は拍手等をしないこと。</p> <p>(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。</p> <p>(4) 飲食をしないこと。</p> <p>(5) <u>帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により教育長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる事項のほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</u></p> <p>2 傍聴人は、<u>教育長</u>が傍聴を禁じたときは、<u>速やかに退場</u>しなければならない。</p> <p>3 第1項各号に規定するものほか、傍聴人は、<u>教育長</u>の指示に従わなければならない。</p> | <p>(傍聴の許可)</p> <p>第2条 会議は、<u>委員長</u>の許可を受けて傍聴することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(傍聴の不許可)</p> <p>第3条 次の各号の一に該当する者は、傍聴を許可しないものとする。</p> <p>(1) <u>めいていしていると認められる者</u></p> <p>(2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者</p> <p>(3) 前各号のほか、<u>委員長</u>において傍聴を不適當と認める者 (傍聴人の遵守事項)</p> <p>第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) みだりに傍聴席を<u>はなれないこと</u>。</p> <p>(2) 私語、雑談又は拍手等をしないこと。</p> <p>(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。</p> <p>(4) 飲食をしないこと。</p> <p>(5) <u>帽子をかぶらないこと。</u></p> <p>(6) <u>前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。</u></p> <p>2 傍聴人は、<u>委員長</u>が傍聴を禁じたときは、又は退場を命じたときは、<u>すみやかに退場</u>しなければならない。</p> <p>3 第1項各号に規定するものほか、傍聴人は、<u>委員長</u>の指示に従わなければならない。</p> |

(注) 改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

新旧対照表

| 沖縄県立博物館・美術館管理規則（平成19年沖縄県教育委員会規則第1号）新旧対照表 | |
|---|---|
| 改正案 | 現行 |
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号。以下「条例」という。）の規定並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1号及び博物館法（昭和26年法律第285号）第19条の規定に基づき、沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号。以下「条例」という。）の規定並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1号及び博物館法（昭和26年法律第285号）第19条の規定に基づき、沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

(注) 改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

根拠法令等の参照条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正後・抜粋）

（教育委員会規則の制定等） ※改正前の第14条

第十五条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

- 2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（教育委員会の職務権限） ※改正前の第23条

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

（平成26年法律第76号）附則（抜粋）

（旧教育長に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に在職するこの法律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第十六条第一項の教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）は、その教育委員会の委員（以下単に「委員」という。）としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

- 2 前項の場合においては、この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「新法」という。）第二章（第二条を除く。）、第二十五条、第二十六条、第三十四条、第三十七条、第三十八条及び第六十条第六項の規定は適用せず、旧法第二章（第二条を除く。）、第二十六条、第二十七条、第三十四条、第三十七条、第三十八条及び第六十条第六項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第十一条第六項中「基本理念」とあるのは「基本理念及び大綱」と、「則して」とあるのは「則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して」と、旧法第六十条第六項中「第二十三条」とあるのは「第二十一条」とする。